

○財務省告示第三百十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年十月十一日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
（第二十一回）
利付国庫債券（物価連動・十年）

二 発行の根拠
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競

四 発行方法
争入札発行」という。）及び価格
競争入札の募入の決定をした後
に行われる入札であつて、財務
大臣が各国債市場特別参加者ご
とに応募限度額を定めるものに
よる発行（以下「国債市場特別
参加者・第Ⅱ非価格競争入札発
行」という。）

五 募入決定の
方法
イ 価格競争
入札発行
も各申込みのうち応募額を順次割り
各申込みのうち応募額の高い

十 十
三 二

十
四

利 率
行 日
定 元 金
想 定 元 金
額 計 算
方 法

十
五

子 子
利 子
過 利
経 過
の 払 込 金

銭
○
一
パー
セント
× 0.99510

各 子 支 払 期 及 び 償 還 期 限 内 に お
け る 借 入 金 額 は 各 子 支 払 期 及 び 償 還 期 限 内 に お
け る 借 入 金 額 の 属 する 月 の 三
月 前 の 消 費 者 物 価 指 数 (総 務 省
統 計 局 が 統 計 法 (平 成 十 九 年 法
律 第 五 十 三 号) 第 二 条 第 四 項 に
規 定 する 基 幹 統 計 である 小 売 物
価 統 計 の ため の 調 査 の 結 果 に 基
づ き 作 成 する 全 国 消 費 者 物 価 指
数 の うち 生 鮮 食 品 を 除 く 総 合 指
数 を いう 。 以 下 同 じ 。) を 百 三
三 で 除 して 得 た 数 (小 数 点 以 下
第 五 位 未 満 の 端 数 が ある と き
は 、 これ を 四 捨 五 入 し た も の 。)
に 額 面 金 額 を 乗 じ て 得 た 額 と す
る 。 額 面 金 額 を 乗 じ て 得 た 額 と す
る 基 準 改 定 が 行 わ れ 改 定 後 の 基
準 に 基 づ く 消 費 者 物 価 指 数 が 公
表 さ れ た 場 合 に は 、 財 務 大 臣 が
定 め る 日 以 降 の 各 子 支 払 期 及
び 償 還 期 限 に お け る 借 入 金 額
は 、 借 入 財 務 大 臣 が 定 め る 方 法
に 依 り 算 出 さ れ る 数 (小 数 点 以 下 第
五 位 未 満 の 端 数 が ある と き は 、
こ れ を 四 捨 五 入 し た も の 。) に 額
面 金 額 を 乗 じ て 得 た 額 と する 。
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、
払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算 式 に よ

り算出した金額を第二十二号に
規定する期日に払い込むものと
する。

$$\text{額面金額の総額} \times 0.99510 \times \frac{0.1 \times 31}{100 \times 365}$$

十六 初期利子
平成二十九年三月十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十八号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{第十四号の規定により算出された支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十七 第二期利子
毎年三月十日及び九月十日を支
払期とし、各支払期において、
次の算式により算出した金額を
支払う。

$$\text{第十四号の規定により算出された各支払期における想定元金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八 償還期限
平成三十八年三月十日
第十四号の規定により算出され
た償還期限における想定元金額
ただし、当該想定元金額が額面
金額を下回る場合には、額面金
額とする。

二十 元利金支
日本銀行

二十一 払込場所
財務大臣から通知を受けた者

二十二 払込期日
平成二十八年十月十一日